



近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 原 仁 司
 編集人 広報委員長 夫 馬 竜 司

〒 556-0011 大阪市浪速区難波中3-14-12
 浪速区産業会館3階
 TEL (06) 6556 - 6965
 FAX (06) 6556 - 6975



40周年記念式典



釣り大会

目

次

新年のご挨拶	原 仁司 (2)
謹賀新年	支部役員一同 (2)
新年のご挨拶	長井 拓也 (3)
今年は辰年当たり年	(4)
特別寄稿	
気が付けば46年	檜垣 典仁 (6)
支部創立40周年記念事業を無事に終えて	中谷 裕之 (6)
浪速支部創立40周年に寄せて	岩崎 勇作 (7)
支部厚生事業に参加して!	
万壽GCの神さまに好かれて!	藤原 伸彦 (7)
初めての支部親睦旅行～熊本・天草～	猿木真紀子 (8)
第415回浪一会併催支部旅行ゴルフ	原 仁司 (8)
会員情報	(8)

同好会だより	
釣り大会	湯川茂樹・湯川真帆 (9)
麻雀大会でアレしました	鈴木 義教 (9)
青年部だより	谷 祐司 (10)
本会だより	榮村 聡二 (11)
区民まつりに参加して	
ナニワ区民まつりに参加して	谷 祐司 (12)
新入会員ご紹介	(13)
俳壇	(13)
委員会だより	(14)
税務署だより	(18)
PHOTO	(30)
編集後記	(30)



新年のご挨拶

支部長 原 仁司

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方に於かれましては、コロナも第 5 類となり日常が戻りつつある中、初めてコロナ以前の心穏やかな新年をお迎えになられている事とご賢察致します。

さて、コロナにも増して、未だ長期化しているロシアによるウクライナ侵攻を始め、イスラエルとハマスによる侵略と人質解放戦争の勃発に加え、中国によるグローバルサウスへの密かなる介入や再び北朝鮮によるミサイル発射実験等と世界情勢が緊迫する中、アメリカ F R B と日本銀行の金利差による極度の円安と異常な物価高騰を招き、更には中国による福島原発の汚染水を巡る不買運動と心無いツイートも相まって日本が大打撃を受けているのもさること乍ら、平和的な世界の経済復興には暫く厳しい状況と言えそうです。

国政では岸田内閣の下、相変わらず大臣等の不祥事も頻発する始末で、支持率は過去最低・国家予算は過去最高の中、経済政策では子育て支援やガソリンの補助並びに低所得者支援とは裏腹に社会保険の増額やステルス税制等との危惧とも囁かれ、既に開始したインボイス制度に加え電子帳簿保存法も施行されれば、本当に日本が回復するのか一抹の不安がよぎるばかりです。

そんな折柄ではありますが、支部として未だご不便をお掛けしております処、徐々に通常運転に戻しつつ支部主要行事や署支部懇談会を始め、税に関する作文の表彰・披露や税を考える週間並びに租税教育の推進並びに税の啓蒙活動の一環としての身近な税への取組みの一層の充実を図り、所

得税の確定申告期を迎えるにあたり、今回も納税協会並びに商工会議所主催による決算・申告相談(協議派遣事業)並びに支部事務局を開催会場とする所得税確定申告無料相談会(独自事業)等支部事務局にて確申期の独自事業としての税務支援業務を継続して参ります。

又、支部研修に関しても会場での開催を出来るだけ実施し、新年 1 月 12 日開催予定の支部賀詞交換会においては、浪速税務署様より研修講師をお招きし、確定申告等の留意点その他を開催する予定です。

更に、厚生事業においては、4 年振りに天草方面への支部旅行を実施出来、今回は 45 周年事業としての旅行も視野に入れ、又、同好会(釣り大会・麻雀大会)更には青年部活動等でも通常通り企画・実施出来ました事をご報告致します。

その他各委員会においても実施して参りますので、浪速支部の先輩先生方の豊富な経験とお知恵をお借りしつつ、浪速支部の伝統である「和気藹々」の精神を忘れずに、浪速支部カラーを大切に若いパワーの新執行部一同支部運営を精一杯努めてゆく所存ですので、温かくお見守り頂き、一層のご指導・ご鞭撻賜ります様、ご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、支部会員先生方並びに浪速税務署様始め関係各位皆様方のご健勝・ご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念致しますと共に、長年に亘り培って参りました相互の信頼関係を、今後共変わらず継承戴けますよう改めてお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせて戴きます。

謹賀新年

支部役員一同

支部長 原 仁 司
副支部長 古 川 貴 博
同 山 口 弘 教
同 鈴 木 義 真
同 猿 木 紀 子
同 藤 本 伸 太 郎
同 西 本 毅
同 伊 藤 昌 紘

副支部長 夫 馬 竜 司
幹 事 東 精 一
同 烏 野 佳 子
同 野 垣 匡 伸
同 谷 垣 祐 司
同 竹 田 平 八 郎
同 宮 本 幸 恵
同 金 本 昌 史

幹 事 前 田 尚 宏
同 檜 垣 孝 司
同 平安座 佐 知 子
同 宮 脇 忍
支部監事 岩 崎 勇 作
同 溝 口 隆 夫
本会理事 榮 村 聡 二



新年のご挨拶

浪速税務署長 長井 拓也

新年、あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、近畿税理士会浪速支部の先生方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は原支部長をはじめ、先生方には税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なるご支援を賜りましたこと、この紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本年の十二支は「辰」です。

ここ数年の激動の世情の中で明るい話題と言えば、阪神タイガースの日本一くらいですが、今年こそは「龍が如く」、物価だけでなく景気全体が上向いて、明るい話題に溢れる1年になってくれることをただただ願うばかりです。

ところで、昨年10月から開始されましたインボイス制度につきましては、実際に制度が始まってから表面化してくる不明点や疑問点が署の方にも質疑の形で上がってきております。

このため、納税者の方の不明点などを解消し、少しでも円滑に制度が定着するよう、当局といたしましてもインボイスコールセンターにおける一般的な質疑への対応をはじめ、個別具体的な質疑については署で個別相談により対応しております。

先生方におかれましては、関与先から様々な質疑を受けられて、対応に苦慮される場面もあらうかと思いますが、制度の円滑な定着に向けてご協力のほどよろしくお願いいたします。

まもなく令和5年分所得税等の確定申告期を迎えます。当署では昨年に引き続き「梅田スカイビル」で市内10署による「申告書作成会場」を開設することとしております。

特に本年はインボイス制度導入後初めての申告となりますので、当会場に限らず、局全体として消費税申告に万全を期した運営体制を採ることとしております。

また、近畿税理士会浪速支部の独自事業である「確定申告無料相談会」や浪速納税協会開設の申告相談会場への税理士派遣に加え、本年は「梅田

スカイビル」での申告相談にも従事していただくなど、先生方の献身的な活動に対しまして心から敬意を表する次第であります。今後とも、各種事業を円滑に運営するため、連携協調体制をより一層深めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、国税庁の組織理念の中に「納税者利便の向上」というものがあります。

これは、納税者の方ができるだけ簡素で分かりやすく税務に関する手続きや相談などを行うことができるようにすることだと考えております。

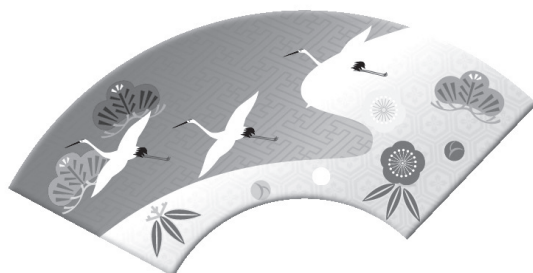
この「納税者利便の向上」に向けて当局でも種々の施策や取組を行っていますが、ここでポイントとなることはこれらの施策や取組が納税者のニーズに合っているかということです。

日頃から納税者の声を聞き、その中からニーズを把握していくことが重要になってきますが、より多くの声を聞くためには、日頃から納税者と密接な関係にある先生方からも、納税者の声をお聞かせいただくことも非常に重要なことであると考えております。

このため、今後ともより一層連携協調を深め、先生方と意思疎通を図る機会を増やしていくことが重要だと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、近畿税理士会浪速支部の益々のご発展と、会員の先生方はもとよりご家族のご健勝並びにご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



今年は 辰 年当たり年



6回目の年男(どうする!)

山口 弘

6回目の年男を迎え過去の経験を糧にこれからの人生どうすべきなのか、どうしなければならないのか……。

つい最近のこと、広い病院駐車場の壁に愛車をぶつける自損事故。長い運転歴において初めての事。どうする！自動制御装置搭載車に乗り換え事故防止（現在納車待ち）。

事務所では、毎日のように書類を探していることが多く、先程ここにあった書類が数秒の間に見当たらない。どうする！今必要な書類は目の届く場所に置きいつでも取り出せるように、必要でない書類は定位置場所に保管することとし書類探しを出来る限り減らすように。

これから日に日に年を重ねる事になり体力、記憶力共に低下していくことになるであろう。どうする！現在、顧問先からの色々な相談、難題は悩みながらも納得していただく回答は出来ている。まだまだ発想力は残っているのでこの状態を出来る限り維持できるように。

人生100年時代！とはいってもこの先何年現役でやれるかは不明ですが、税理士法第1条「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」を理念に頑張っていきたいと考えておりますのでこれからもよろしくお願いいたします。



60歳到達！

野垣 匡伸

ついに60歳に到達したか！（2月なのでちょっと気が早いかも）当面の目標だったので、元気に迎えられて実はほっとしています。知らず知らずのうちにすごく意識していたと思います。一昨年あたりから、元いた会社の同期からの年賀ハガキには誰々が今年定年やという予告が入っていたり、大学の同期からのハガキには定年が延長になったと書かれたりもしていましたから。

30代はいろいろありましたが、とにかく無事に60歳を迎えられてほっとしています。税理士を取り巻く環境も、年々厳しくなっているような気がして、あと何年税理士できるかなとこの頃考えたりもします。特に、昨年からの消費税インボイス制度の導入と今年からの電子帳簿保存法の改正は、研修にも結構参加したと思うのですが、まだ十分に理解できてるとは言い難いです。本当に頭が痛いです。体力、気力の衰えを何でカバーしたらいいのか、自問自答している毎日です。

これからは、5年後を目標に仕事を頑張りたいと思いますが、書類が多いので、そろそろ書類中心の断捨離も進めていきたいと思います。プライベートでは特に趣味がないので、おそらく今後も帰宅後は、酎ハイ片手にティーバーでお気に入りの番組を見ていることが多いでしょう。



還暦を迎えて

前田 尚宏

新年明けましておめでとうございます。



今年もよろしくお願い致します。
もう五回目の年男かと思うと感慨深いものがあります。

この世に生を受けた昭和三十九年は、オリンピックが東京で開催され、東海道新幹線が東京・大阪間で開通し、国民一人一人が沸きに沸いた高度経済成長といわれる時代でした。

ところが、その後平成元年の消費税の導入を皮切りに消費税率のアップ、社会保険料の引き上げ等々、最近では、インボイスの導入、最低賃金の引き上げ、原油価格の高騰など中小企業を圧迫する話ばかりです。

あれから六十年が経とうとしている現在「失われた30年」と言われる低度経済成長の時代が続いています。

今後、世の中に希望は持てるのでしょうか？

我々税理士としてやるべきことはないのでしょうか？

論語に次のような一節があります。

『歳寒くして然る後に松柏の凋むに後るを知る』

これは、寒い冬に他の植物はしおれて枯れていくが松や柏は緑を保っている。

いわゆる人の真価は艱難（かんなん）にあって初めて知られるのたとえとされています。

なにか税理士にもっと顧問先の社長に寄り添ってあげてよと訴えているような気がします。

六十年前のような希望に満ちた明るく楽しい社会を取り戻すため、我々に出来ることを考えて行きたいと思っています。

浪速支部の皆さんと共に明るく進んで参りましょう。

よろしくお願い致します。



当り年を迎えて

正木 由紀

「当り年を迎えて」の寄稿依頼をいただいて、今年は当り年なのだと今更ながら認識しました。前回の当り年は24歳。まだ税理士試験の真っ最中で、それどころではなかった、そんな記憶があります。

この12年の間に結婚し、税理士試験に合格し、出産を経て今では子育てをしながら仕事にまい進する充実した日々を過ごし、さらに昨年独立開業するに至りました。ここまでこられたのは皆様との縁あってこそで、到底一人ではなしえないことでした。改めて感謝申し上げます。前回の当たり年に比べると体力も落ちましたが、まだまだ税理士としての人生は始まったばかり。これからも精進していきたいと思っています。

思い起こせば学生時代、クラブ活動の弓道に夢中でした。そこで学んだ弓道精神である「礼節を重んじ、相手を慈しむ」精神は今も仕事をするうえで大事にしております。

そしてこれからもまっすぐ的に向かって飛んで行く矢のように、いろんな人と真っすぐに向き合いながら、出会った縁を大切にしていこうと思います。



当り年を迎えて

大井 佑介

新年明けましておめでとうございます。

昭和63年に生まれ、早いもので3回目の年男を迎えました。

私の幼少期の遊びといえばTVゲームという時代であり、昭和63年の出来事を調べてみますと、ドラゴンクエストⅢというファミコンゲームが大流行し、発売日の某家電量販店では全長約2km、総計約1万人以上の行列ができ社会現象となった年であります。

今ではあらゆる物がネットで購入できる時代であり、そのような大行列を作る事はありませんが、その当時と比べますと本当に便利な世の中になったと感じます。

税理士業務である「税務書類の作成」に関しましても、手書きの時代からソフトの発展により今では効率的に作成が可能な時代に入っております。

今後、よりAI化が進みますが、この早い時代の流れに対応できるよう日々精進していきたいと思っています。

特 別 寄 稿



気が付けば46年

榎垣 典仁

新年明けましておめでとうございます。去る令和5年8月10日浪速支部創立40周年記念事業の一環で浪速支部に40年以上税理士会員として在籍した会員に対して表彰を受けるという栄誉を授かりました。誠にありがとうございました。

振り返ってみますと、大学卒業後昭和47年4月に浪速区内の岡本税務会計事務所に入所させて頂き、岡本先生のご指導の元、昭和52年2月に28歳で大阪合同税理士会南支部浪速部会に登録させて頂きました。入会当時、先輩先生方は一様に風格があり新米の私にとっては雲の上の人のように思われましたが、親しみを持って声をかけて頂いたり、時には叱咤激励を頂いたことを思い出します。

また、当時の浪速部会の会員は92名で現在、当時から在籍されている会員は4～5名になってしまい、時の経過を痛感しています。ちなみに、昭和59年6月に大阪合同税理士会から現在の近畿税理士会に名称変更されました。この間、個人的には先輩諸氏が築かれた伝統の融和と親睦を基調とした和気藹々とした雰囲気のある浪速支部の良き文化の中で会員皆様に育てて頂き大変喜んでいました。

更に支部役員として副支部長4期、支部長3期を拝命し、皆様の公私に渡るご支援ご協力を賜り無事任期を全うすることが出来ました。このような経験をさせて頂いたことにより、多くの方々とも知り合い私の大きな財産となりました。そして、我が浪速支部も私の支部長時代から事務局設置の問題が提起されていましたが、料金面や場所等の問題で実現が叶いませんでした。後任の中谷支部長の時代に事務局の設置が実現し、長年の夢が叶い大変嬉しく思っています。

この様な私も人生の大半をここ浪速支部で過ごして来ました。そして気が付けば人生のカウントダウンに入っています。今後、何年頑張れるかわ

かりませんが微力ながら何かしら支部にお手伝いが出来ればと思っています。

最後に税理士業界に興味があり余り無いのか、税理士資格の受験者が減少傾向にあるやに聞いています。今後とも税理士の無償独占を守り抜き、税理士業の魅力をアピールして若い世代が興味を持ち税理士業界に多数参入してくれることを期待したいものです。



支部創立40周年記念事業を無事に終えて

支部創立40周年記念事業実行委員長
中谷 裕之

振り返れば令和2年3月17日に「支部創立40周年記念事業第一回式典担当委員会」を開催し、来る6月4日開催予定の第40回支部定期総会に於いて、丁度10年前に華々しく定期総会と併催した支部創立30周年記念事業に倣うべく意気揚々と準備しておりましたが、残念ながらコロナ禍の影響を受け止む無く委員会を中止した次第でございました。

その後は、既に「顔写真入り会員名簿」は発刊済みでしたが会員先生方よりの「いったい40周年記念事業のその後はどうなってるんや？」無言の圧力を受け続けた期間でした。心の中では、「誰か背中を押してくれへんかな！」と思い続けた時を過ごしておりました処、令和5年に入り「そろそろ、出来ることはやりませんか！」と原支部長より押して頂き、5月18日に「支部創立40周年記念事業第二回式典担当委員会」を無事開催する運びとなりました。

出来る事とは一体何か？考えあぐね、協議の結果、①感謝状の贈呈と②記念品の贈呈という事になりました。

さて、感謝状の作成は何処へ依頼すべきか？どの様に贈呈すべきか？記念品は何が良いのやら？一人で抱え込まず皆に相談した結果良いアイデアは出るものですね。

という事で、令和5年6月2日開催の第43回定期

総会後の意見交換会冒頭に感謝状の贈呈を行う事が出来、記念品のクリアファイルも無事贈呈することが出来ました。本当にホッとしました。

結びに当たり、支部創立40周年記念事業実行委員の先生方並びに会員先生方、関係各位へ御礼を申し上げまして筆を置かせて頂きます。有難うございました。



浪速支部創立40周年 に寄せて

岩崎 勇作

去る令和5年6月2日の第43回浪速支部定期総会におきまして、コロナの影響で実行が遅れていました「浪速支部創立40周年」記念事業の一つである“永年所属会員表彰”が挙行されました。

もともとは<南支部浪速部会>という位置づけ

で誕生しましたが、税務署毎に一つの支部を窓口にするとの制度変更にともなって浪速支部となって40数年が経過しました。

今日まで多くの会員先生が所属し、歴代支部長をはじめ多くの先生方が支部運営にご尽力され、所属の会員先生方とともに歩んで来た40年に歴史の重みを感じます。

小生は昭和53年2月に浪速部会で登録し、途中東支部に5年間所属した後浪速支部に戻ってまいりました。そしてこの度“永年所属会員”として中谷実行委員長から直々表彰状を受けることとなり、大変な栄誉と受け止めています。今後何年税理士として現役を続けられるかは分かりませんが、个性的で親しみのある会員の多い大好きな浪速支部、登録前・転入前の経歴や年齢等に一切拘らずフラットで垣根のない支部運営、そんな浪速支部会員で幕引きしたいと願っています。

(独白・・・50周年迄嫌われ役でもいいから頑張りたいなあ・・・)

支部厚生事業に参加して!



万壽GCの神さまに 好かれて!

藤原 伸彦

9月21日開催されました令和5年支部ゴルフ大会に於いて、ダブルペリア方式のおかげをもちまして、なんぼ下手でも運良く優勝の栄誉に輝きました。誠に感謝申し上げます。昨年、この大会の16番で人生初めてのホールインワンを経験し、今年は優勝と、これはなんかおかしい、身に余る幸運に不思議な気持ちです。

同組で遊んで頂きました、西本毅・烏野佳子両先生には見事なドライバーで魅せられ、明らかにパワー負け力んで飛ばず、思い通りにならないスコアに愛嬌だけのラウンドでした。ランチには2杯のハイボールで足を引っ張ったつもりが、私が酔ってしまい、ますますかなわず、真逆の優勝とは、、、ゴルフって嬉しいものですね。

お世話をいただきました原仁司支部長、浪一会幹事の中谷裕之先生には毎々のお世話に感謝を申し上げます。

結びに、厳かに万壽GCの神さまに謹んで拝礼いたします。そして浪速支部兄弟の萬壽無疆(ばんじゅむきょう・長命長寿を祝う)を祈念申し上げます。





初めての支部親睦旅行 ～熊本・天草～

猿木 真紀子

11月5～6日、熊本・天草へ行ってきました。初日は伊丹空港に早朝6:40集合でした。なにせ初参加なので、早めを心がけて20分前に着いたのに、既にほぼ全員が集まっていました。しかし同じく初参加の宮脇先生がしばらく待っても現れず、皆が心配して電話していると、集合時間の5分前を切る頃に余裕の笑顔で登場しました。さすが、心強い味方で嬉しくなりました。

熊本は最高気温30度の夏日でした。ゴルフ組と分かれた後、午前中は修復中の熊本城を見学しました。展示史料からすると、築城した戦国武将・加藤清正は、細かいことまで指示したり、気を抜かず念を入れてやれよと釘を刺したり、緻密な完璧主義だったようでイメージが変わりました。息子の忠広は12歳で相続・事業承継したとのこと。昼食は馬刺しに球磨焼酎、これを「馬を食って熊



を飲め」と言うそうです。午後は水前寺成趣園を散策しました。阿蘇の伏流水が湧き出る池の周りに、東海道五十三次の景勝を模した庭園が整えられていました。出水神社でトンボ玉のついたお守りを買いました。

天草パールライン（5つの橋）を渡って天草市内の温泉旅館に着き、夜は活・踊りアワビのコース料理をいただいた後、部屋飲み会をしていると、なんと「馬」「熊」の次は「虎」でした。阪神タイガースが38年ぶりに日本シリーズ優勝を果たしました。おめでとうございます！

2日目は天草の崎津集落へ行きました。ここは世界遺産に登録されている潜伏キリシタンの歴史が残る漁村です。崎津教会の中は畳敷きで、祭壇になっている所で踏み絵が行われたとのことでした。

ゆる～く過ごした旅もそろそろ終わりです。こんな贅沢な旅行を企画・準備して面倒を見てくださった厚生委員長の藤本先生はじめ実行委員の先生方、お世話になりました。車エビを追加注文してくださった原支部長、超美味しかったです。最後の最後に空港の搭乗口でチケットがない！と言ってその場を凍らせたY先生、あって良かったです。ご一緒させていただいた皆さま、ありがとうございました。



第415回浪一会併催 支部旅行ゴルフ

原 仁司

コロナ明け久々の支部旅行ゴルフで、なんと優勝!!しかし、今回1組4名のみの参加でしたが無事終了し、急ぎHOTELへTAXIで向かう途中、天草の夕日に「父の浪一会の意志が続きます様に」と祈りつつ、グランドチャンピオンGCを後にした…

会 員 情 報

【新入会】ようこそ浪速支部へ

本多 弘之	会員	八尾支部より
長澤 輝	会員	北支部より
橋本 剛	会員	東淀川支部より
坪田 亮介	会員	入会
深田 節夫	会員	準会員入会

【転出・廃業】お世話になりました

菅 規雄	会員	業務廃止
新田 盛和	会員	堺支部へ
鈴木 信弘	会員	東支部へ
平岩 弥樹	会員	大淀支部へ

同 好 会 だ よ り



釣り大会

湯川茂樹・湯川真帆

11月11日土曜日、岬町の海上釣り堀オーパで行われた釣り大会に参加させていただきました。檜垣典仁先生のご縁で浪速支部入会前から参加しており、今年で4回目になります。最初に連れていった長男は当時小学6年生でしたが、今年は、中学3年生で受験前ということもあり、次男(小5)、長女(小3)とともに参加させていただきました。今回は、風が強く、波も高く、船も筏も大きく揺れていましたが、マダイ3匹、シマアジ1匹、名前のわからない鯛1匹とこれまでで一番の釣果となり、非常に楽しく過ごせました。お世話いただいた岩崎先生、渋谷先生、誠にありがとうございました。以下、娘の真帆の作文になります。

わたしは、おじいちゃんとお父さんと私とこうくん(兄)といとことつりにいきました。！朝早くに起きて、おべんとうとつり道具とおかしを持って行きました。

つるところにつくと、いっぱい人がいてびっくりしました。！船と船に乗るところが、たくさんあいていて、なかなか船に乗れませんでした。

魚をつるところ(いかだ)に足をつけたら、なれていないのでグラッとして転びました。何回か転んでやっとつり場にとう着しました。とう着してからしばらくひまだったからe-ma(イーマ)をたべました。つりを始めてしばらくすると・・・思ったよりも早くお父さんがタイをつりました。わたしはあみですくい上げました。そのあとでしばらくするとこんどはおじいちゃんがつり上げました。このときもわたしは、あみで手つだいました。

しばらくお父さんとおじいちゃんというかんじでつり上げていると・・・お父さんがなぞのタイをつりました？

それからえさを小さい魚にあげました。おかしとかもためしているとボーロがおかしの中で一番人気でした。なぞのタイは、家で調べようと思いました。

帰る時間になりました。帰る時間になったら意外と早かったなと思いました。もう船にのるところと船の間があまりあいていなかったのでもわくありませんでした。家に帰って夕ごはんの時、タイのスープやおさしみをたべました。次の日ねつが出ました。釣りが楽しかったです。



麻雀大会でアレしました

鈴木 義教

11月の始めから頸椎の不具合が神経に障り左側の肩と腕が相当痛い中、18日に開催された麻雀大会に参加しました。当日は9名の参加で三人打の三組となりました。私が居なくても四人打の二組で成立するので当日まで出欠を保留していましたが、どこで何をしても痛みは同じなので、結局出掛けることにしました。

抽選で組合せを決める第一戦は、清水さん、原さんと相対しました。体調不良の一方、ゲームの方は絶好調でした。配牌もツモも(もちろん腕前も)大変良く、さらに上がりには必ずドラが何枚もあり、9万点近くのプラスとなりました。

第二戦以降は成績上位順の組合せで、岩崎さん、楠木さんと対戦しましたが、牽制しあって互いの手を抑えた結果か、大きな点棒の動きはありませんでした。

最終戦は二戦の合計点数が上位の三名で囲むことになり、岩崎さん、細名さんがお相手でした。細名さんの大きな上がりが何度かありましたが、初戦の貯金が効き、逃げ切りでおよそ十年ぶりのアレを達成しました。

ゲームでお付き合い頂いた皆さまに加え、当日の設営から運営までお世話を頂いた藤本厚生委員長、表彰式に駆けつけてもらった夫馬広報委員長にも御礼申し上げます。

さて、麻雀は良しとして、厄介なのは頸で一体いつ痛みが治まるのでしょうか？



青年部 だより



青年部長
谷 祐 司

新年あけましておめでとうございます。
浪速支部会員先生におかれましては、平素より青年部活動への深いご理解と格別のご協力を賜り、青年部一同より厚く御礼申し上げます。

令和5年9月15日(金)に道頓堀ホテルで行われました、第28回青年部定期総会におきまして、役員改選を含む全ての議案に承認をいただきました。新役員メンバー一丸となり、まじめに、まっすぐ、まっしぐらに、活動してまいります。

去る9月3日(日)の恒例ファミリー参加レクリエーションには、ご家族様を含め23名のご参加をいただき、神戸・三宮方面へ行ってきました。都市型水族館「átoa(アトア)」、海のテラスでの

バーベキュー、そして北野工房・皇蘭での豚まん手作り体験と楽しい思い出ができました。

さらに、12月11日(月)には「電子帳簿保存法」と「企業型確定拠出年金」をテーマとした認定研修に続き、青年部が主催する意見交換会を開催し、余興の青年部クイズでは、多くの先生方と笑顔あふれる時間を過ごすことができました。これも偏に皆様からの惜しみないご支援の賜物と存じます。重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも青年部活動へのご支援とご協力を宜しくお願い申し上げます。



会計事務所の
システムなら **MJS**

ミロク情報サービス

特長 1

会計事務所向けERPで、
顧問先情報の一元管理を実現。
会計事務所の機動力を強化。

特長 2

各種システムの連携で
顧問先の早期決算を実現。
自計化も支援。

特長 3

全国対応!安心して導入・運用
できる環境や業務効率化の実現
をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

●大阪支社 〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6311-3690

本 会 だ よ り



本会専務理事
榮村 聡二

新年明けましておめでとうございます。

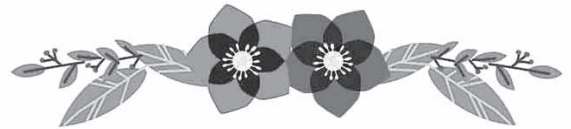
浪速支部会員先生におかれましては、平素から本会の会務に対しまして、多大なご協力賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、本年60周年を迎えることとなり、60周年記念事業を開催いたします。税理士制度の若年層への周知のために日税連で制作された学研文庫の「税理士のひみつ」を記念事業の一環として、昨年本会会報誌に同封し会員の先生方に配布させていただきました。また、本年10月11日に記念式典及びシンポジウムを開催する予定で

す。会員先生方とともに「60年の歴史を誇りに、新たな一歩へ」を共感できるよう進めてまいりますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

税理士制度が社会からより信頼されるように、私も構成員の一人として、少しでも貢献できるよう自身の役割を果たしていく所存です。また、本会会務に従事するなかで、支部の皆様にとって役立つ情報があれば、できる限りお伝えしていきたいと思っています。

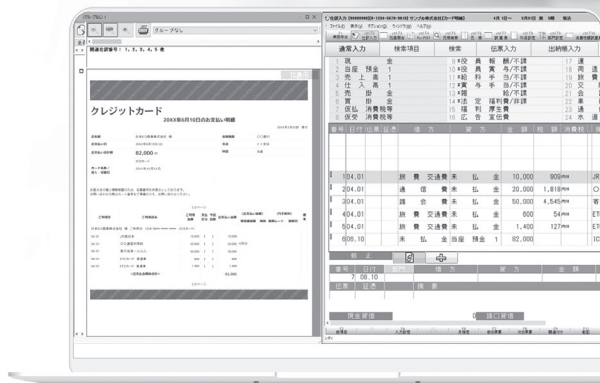
結びにあたり、会員先生方にとって、実りある充実した年になることを心より祈念申し上げます。



インボイス制度対応

AI-OCRで

業務効率アップ!



原票会計Sシリーズ × 財務処理db
【電帳法電子帳簿保存法の要件認証】 【電子帳簿ソフト法的要件認証】



大阪本社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31 うえほんまちハイハイタウン11F
TEL 06-6773-3881

無料 資料請求受付中

デジタル化対応に迷ったら日本ICSまでご相談ください!
<https://www.icsics.co.jp/contact>



区民まつりに参加して



ナニワ区民まつりに参加して

谷 祐 司

令和5年10月15日の日曜日に第49回ナニワ区民まつりが開催され、昨年に引き続き、今年も浪速スポーツセンター1階多目的室を借り切って浪速納税協会の税金クイズ抽選会が行われました。浪速納税協会が主催する税金クイズ抽選会は、自転車などの豪華賞品が当たることから、毎年長蛇の列ができるほどの大人気コーナーであり、浪速支部からも11名の会員先生が、お手伝いのために参加しました。

当支部の担当は、税金クイズの問題と解答を作成し、参加者の方にすみやかに正解していただき、抽選会で豪華賞品をゲットしていただくお手伝い

をすることです。当日は朝から午前の部、午後の部で、参加者にお渡しする資料を準備し、ビラを配っての勧誘を行い、いよいよ会場への案内が始まると、参加者の方が続々と集まってきます。私は、税金クイズの答え合わせと解説を担当しました。あの手この手で参加者の方を正解へと導いていると、若い女性から税金に関してご質問をいただきました。

「国は、私たちから徴収した税金の総額を公表していないのは何故?」とのご質問をいただきましたので「公表していますのでキーワード“税収”でググって下さいね。」と、やさしくご指導いたしました。

今回のクイズを解くことで、税金に関心をもってもらい、皆が改めて考えるきっかけになればよいと思います。

納税協会の方々、税務署の方々、そして参加された支部の先生方お疲れ様でした。

関与先様の不動産案件をご紹介します。

案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

〔取扱種目〕

売却・購入の仲介

事業用収益物件

有効活用

相続不動産の対策

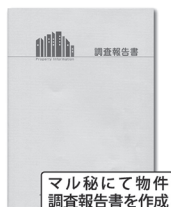
事業承継・M&A

財産評価サポート



各種資料が
好評です!

〔物件調査報告書〕



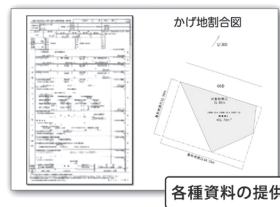
マル秘にて物件
調査報告書を作成

〔売買価格査定書〕



あらゆる不動産の
売買時価の査定

〔財産評価サポート〕



各種資料の提供

税理士先生のご紹介案件のみを取り扱う税理士業界専門の不動産会社



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター大阪支店

税理士界一筋41年の実績

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階

TEL 06-6949-4664 FAX 06-6949-4661



新入会員ご紹介



なが さわ あきら
長 澤 輝

事務所 浪速区難波中1-9-10
マッセ難波ビル703号室
TEL 06-6978-8100

令和5年8月に開業税理士として浪速支部に入会させていただきました長澤輝と申します。

約12年間で税務顧問、資産税、税務調査対応をしてきました。これまで充実した日々を過ごしてきましたが、現状に甘んじるだけでなく、お世話になった方々へご理解いただき、開業をさせていただきました。

これからは自身の責任で緊張感をもって事務所運営を取り組んでいく所存です。心構えとしまして、お客様へは誠心誠意即時対応を心掛け、安心して任せていただける税理士事務所を目指します。

まだまだ若輩者ではございますが、驕ることなく日々研鑽を重ね精進して参ります。諸先輩方へはご迷惑をおかけすることもあるかと存じます。誠に恐れ入りますが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



つぼ た りょう すけ
坪 田 亮 介

事務所 浪速区湊町2-2-5-2113
TEL 06-6237-5107

令和5年9月に税理士登録をし、浪速支部に入会いたしました坪田亮介と申します。

これまで公認会計士として10年間大手監査法人等で活動し、財務諸表監査をはじめIPO支援やIFRS導入支援等これまで経験してきた業務のノウハウをもとに、今後は税理士として税務だけでなく企業の成長をサポートできるようクライアントに寄り添うビジネスパートナーの立場で的確なアドバイスができるよう日々精進していきたいと考えています。

税務に関してはこれからまだまだ勉強の日々が続くこととなりますが、浪速支部の皆様をはじめたくさんの方から多くを学んでいきたい、今後とも浪速支部の皆様にはお世話になるかと思っておりますがどうぞよろしくお願いいたします。

俳壇

ALIVE & WELL

齢なれ一味違ふ御慶なる
今朝の庭コロコロとゐて寒雀

檜垣 典仁

お年玉先に手を出す夫ありし
停年や配り終えたしお年玉

篠田 格

箸すべる白子ポン酢や冬の月
初孫ができてできない寝正月

岩橋 一好

コロナ明けマスクも仕切りも減つてをり
年ごとに少なくなりし賀状かな

岡 正

コスモスの揺れて古屋敷動かざる
城下りカフェは蔵あと小春かな

辻本 友明

初声に雀も混じり五十鈴川
はうれん草すいはいりーべぼくのふね

大野 裕康

委員会だより

支部行事報告
(令和 5 年 8 月～令和 5 年 12 月)

総務委員会

- 会員数 (R5.11.30 現在)
 - 正会員 115 名
 - 税理士法人 9 社
 - 準会員 8 名
- 総務委員会
 - 開催なし
- 正副支部長会
 - R5.8.10 浪速支部事務局
- 署・支部懇談会
 - R5.6.29 浪速税務署
 - R5.8.10 浪速税務署
 - R5.9.27 浪速税務署
 - R5.12.7 浪速支部事務局
- 支部役員会
 - R5.7.25 書面決議
- 支部長会
 - R5.10.5 本会会議室
- 本会と支部役員との連絡会議
 - 開催なし
- 支部役員と顧問・相談役との懇談会
 - 1 月開催予定
- 第三支部連合会
 - R5.10.25 シェラトン都ホテル大阪
- 夏季総会
 - R5.8.10 ホテルモントレグラスミア大阪
- ナニワ区民まつり
 - R5.10.15 浪速スポーツセンター 1 階
- 日本政策金融公庫との意見交換会
 - R5.8.23 同公庫玉出支店
- 税を考える週間行事
 - R5.11.14 納税表彰式
ホテルモントレグラスミア大阪
- 浪速区租税教育推進協議会主催による税についての作文の表彰
 - 支部長賞 今宮高等学校 1 年 三田村帆夏
- 浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する習字の表彰
 - 支部長賞 栄小学校 6 年 吉岡慎太郎
- 国税庁、浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する作文の表彰
 - 支部長賞 木津中学校 3 年 麻生晴香
- 名札 (浪速税務署玄関前)
 - 〈新入会 5 枚〉
本多弘之・長澤輝・橋本剛・坪田亮介
平岩弥樹

〈取外し 3 枚〉

菅規雄・新田盛和・鈴木信弘

● 今後の支部行事予定

R6.1.12 冬季総会
ホテルモントレグラスミア大阪
予定

経理委員会

平素は支部会費納入につきまして、支部会員並びに準会員先生方のご協力に心より感謝致しております。

支部規約第 45 条に基づき、事業年度の中途における特例として、新しく当支部に所属された会員につきましては、所属された日の属する月から会費を徴収させていただき、転出された(退会者を含む)会員につきましては、転出された日の属する月から会費の返金を行っております。

令和 5 年 11 月 30 日現在、未だ会費未納の先生がおられますので、早急に下記口座へお振込下さい様お願い致します。

経理担当副支部長 山口 弘 (☎6648-5655)

※ 郵便振替口座

00900-5-137999 近畿税理士会浪速支部

※ 銀行振込口座

三菱 UFJ 銀行／難波駅前支店

普通預金 No. 0671209

口座名 近畿税理士会浪速支部

副支部長 山口 弘 (ヤマガチヒロム)

業務対策委員会

● 本会会議

令和 5 年度支部業務対策担当者会議

議題：書面添付制度の普及に向けた取り組み
について 他

近畿税理士会館 3 階・会議室 (ウェブ会議)

● 被災状況報告訓練

本会において、「防災の日」である 9 月 1 日を含めた 8 月 28 日～ 9 月 1 日の 5 日間に、災害発生を想定した被災状況の報告訓練が実施されました。

支部会員数 114 名中、報告者数 56 名で報告率 49% (本会平均 41%) でした。

情報システム委員会

●本会会議

令和5年度支部情報システム担当者会議

議題：令和5年度税制改正及び今後の電子申告の展望について 他

近畿税理士会館3階・会議室（ウェブ会議）

●本会からの電子メール配信

本会からの電子メールで税務や研修についての最新情報を受け取ることができます。本会の会員専用ホームページから、電子メールアドレスの登録をお願いします。

研修委員会

今年度は、コロナの影響もなく、久々の「会場参加型研修」を開催する事ができました。36時間の達成に向けて、令和6年1月12日（金）に開催予定の冬季意見交換会時にも研修を実施する予定です。皆様のご参加をお待ちしております。

・支部認定研修

令和5年度第二回

日 時 令和5年8月11日
14：00～16：00

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪

講 師 弁護士 和氣 良浩 先生

テ ー マ 顧問先の未収金から考える債権回収と与信管理

参加者数 35名

令和5年度第三回（青年部共催）

日 時 令和5年9月15日
13：30～15：30

場 所 道頓堀ホテル

講 師 村井 淳 先生

テ ー マ

参加者数 28名

令和5年度第四回

日 時 令和5年11月15日
14：00～17：00

場 所 パークスタワー 7階会議室

講 師 税理士 小柴 学司 先生

テ ー マ 顧問先の為のM&A

参加者数 27名

令和5年度第五回（青年部共催）

日 時 令和5年12月11日

第1部 15：00～16：00

講 師 税理士 天野 利彦 先生

テ ー マ 電子帳簿保存法の基礎

第2部 16：15～17：15

講 師 DCプランナー 馬場 智久 先生

テ ー マ 企業型確定拠出年金のススメ

参加者数 29名

広報委員会

支部報「近税なにわ」の発行のため、編集・校正会議を実施した。

第67号（発行日：令和6年1月1日）

委員会活動

●R5.12.8

場 所 事務局

議 題 令和5年度第3回委員会及び編集・校正会議

●R5.12.14

場 所 事務局

議 題 令和5年度第4回委員会及び編集・校正会議

●R6.1.1

「近税なにわ」第67号発刊

租税教育推進委員会

●R5.10.18 本会の「支部租税教育担当者会議」
本会が求める租税教室他 1名参加

厚生委員会

●夏季意見交換会

R5.8.10

参加者 40名（来賓6名）

●同好会行事（浪一会）

（第412回）R5.8.1 関西空港ゴルフクラブ

参加者 12名

優勝 天野 利彦 G 105 N 69

2位 溝口 隆夫 G 77 N 72

3位 檜垣 典仁 G 95 N 80

（第413回）R5.9.21 万壽ゴルフ倶楽部

参加者 11名

優勝 藤原 伸彦 G 100 N 72.4

2位 清水 章 G 94 N 76

3位 伊藤 昌紘 G 93 N 76.2

(第414回) R5.10.4 太子カントリークラブ

参加者 8名

優勝 西本 毅 G 83 N 71

2位 東 精一 G 82 N 79

3位 檜垣 典仁 G 94 N 81

(第415回) 支部旅行併催**R5.11.5 グランドチャンピオンG.C**

参加者 4名

優勝 原 仁司 G 97 N 74.2

2位 伊藤 昌紘 G 102 N 78

3位 中谷 裕之 G 104 N 80

(第416回) R5.12.5 関西空港ゴルフクラブ

参加者 15名

優勝 梅本喜久雄 G 105 N 69

2位 鳥野 佳子 G 86 N 70

3位 伊藤 昌紘 G 85 N 76

●支部親睦旅行

R5.11.5～6(日～月) 熊本・天草方面

参加者 18名

●魚釣り大会

R5.11.11(土) 海上釣堀オーパ

参加者 21名

●麻雀大会

R5.11.18(土) 麻雀クラブ南

参加者 10名

●今後の行事予定

・冬季意見交換会

R6.1.12(金) ホテルモントレグラスミア大阪

日の3日間、当事務局において令和5年分所得税確定申告無料相談会に延べ18名の先生方に従事していただくことになりました。

納税協会主催の決算・申告相談に6日間・延べ12名、商工会議所主催の申告相談に1日間・2名、難波ライオンズ主催の申告相談に1日間・5名の先生方に従事して頂くこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

●「税理士による税の相談日」への会員派遣

浪速納税協会主催の税の相談業務に、第2・第4水曜日各1名ずつ延べ11名の会員を派遣し、従事していただいております。

(金本昌史・鳥野佳子・中平浩史・宮本幸恵・櫻井正洋・野口明子・富井瞳・山本克彦・安井貴生・古川貴博各会員)

●「浪速税務署記帳指導」への会員派遣

浪速税務署の行う記帳指導に会員を派遣し、従事いただいております。

(中平浩史・富井瞳・天野利彦・川上俊洋各会員)

●「簿記教室」への会員派遣

例年実施していた浪速納税協会主催による「簿記教室」ですが、令和5年9月より6回に分けて実施しております。

●「テーマ別税法研修会」への会員派遣

例年実施されていた浪速納税協会主催による「テーマ別税法研修会」は、令和5年8月より6回に分けて実施しております。

税務支援対策委員会

令和5年度の所得税確定申告期が近づいて参りましたが、支部会員の先生方には確定申告相談業務への従事につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。本年の新たな活動としまして、本会と大阪国税局との協議により、複数の税務署が合同で設置する「令和5年分所得税確定申告期における無料税務相談会(合同会場)」について税理士従事を再開することになりました。浪速支部は、令和6年2月26日に11支部が対象となる梅田スカイビル会場を担当することになり、つきましては、6名の先生方に従事していただくことになりました。

また、浪速支部での独自事業についても前回同様、整理券方式を採用することを予定しております。つきましては会員先生方には浪速支部での独自事業として令和6年2月16日・19日・28

綱紀監察委員会

我々税理士には、税理士法第1条に規定する税理士の使命及び職責から、高い品位と広く深い学識を保持しなければなりません。また、一方で税理士会には、税理士法において「税理士の品位保持に関する規定」が税理士会の会則の絶対的記載事項とされているところにより、会員の品位保持に関する事業を行い、税理士の義務の遵守の徹底と非違行為の防止を図ることが社会から求められています。

支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを求められています。

会員先生方には税理士関係法令等に規定される義務規定の再認識の促進及び職業倫理観の向上を図っていただき、会員の適正な業務執行に資することをお願いいたします。

近畿税理士会浪速支部の皆様へ

税理士の、税理士による、
税理士のための共済組織、
それが「日本税理士共済会」です。

近税グループ保険と共に、
皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁



1月下旬にお届けする
共済会からのお知らせも
是非ご覧ください

**税理士団体保障
おしどり保障
個人年金**

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

近畿税理士共済南支社/大阪府大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)
TEL 06-6213-5901

T&D
T&D保険グループ

税 務 署 だ よ り

使ってみると便利です! キャッシュレス納付!



キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ (Pay払い) により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方



国税庁



総務省



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

\\ 令和6年4月から //

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります！

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を
あらかじめ設定することができるようになります。

国税の納付手続は
こちらから



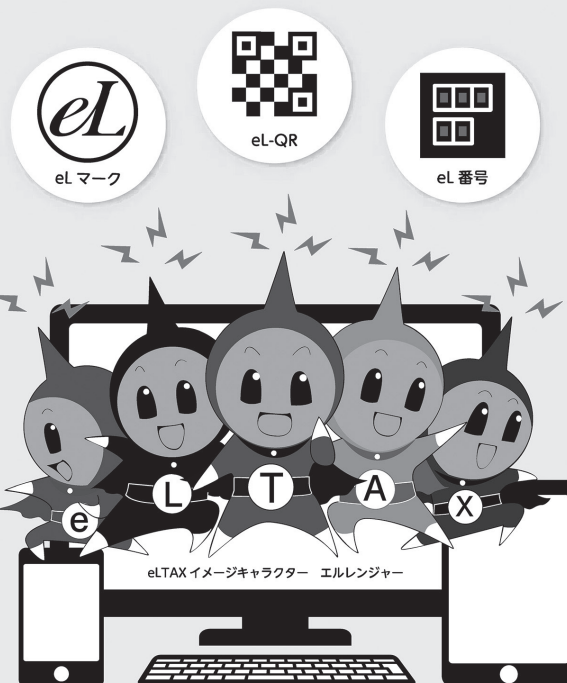
\\ 令和5年4月から //

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました！

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。

※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
こちらから



キャッシュレス納付の一覧表

国 税

	キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 総合案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手続において、ご利用できない税目があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地 方 税

	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)、 その他税目 ※2	 地方税お支払サイト
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eLTAX地方税 ポータルシステム

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱が開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。
詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

よくあるご質問 Q&A

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、ダイレクト納付利用届出書を提出してください。
-
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は1か月程度で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は1週間程度で利用可能となります。
-
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する源泉所得税をはじめ、申告所得税や法人税など幅広い税目で利用できます。
-
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** 手数料を支払う必要はありません。

地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
-
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払いください。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
-
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)
-
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
- A4** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

\\ さらに便利に! \\

電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



◀ 詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

その他、便利な請求&受取方法は裏面へ

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成

税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

e-Tax による申告又は優良な電子帳簿の保存により

65 万円の青色申告特別控除

を適用しましょう！

青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から最高 55 万円を差し引くことができます。

55 万円の控除の要件に加えて、**e-Tax による申告（電子申告）**又は、**優良な電子帳簿の保存**の要件を満たしている方は、最高 65 万円を差し引くことができます。

※ 簡易な帳簿による記帳であっても、10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

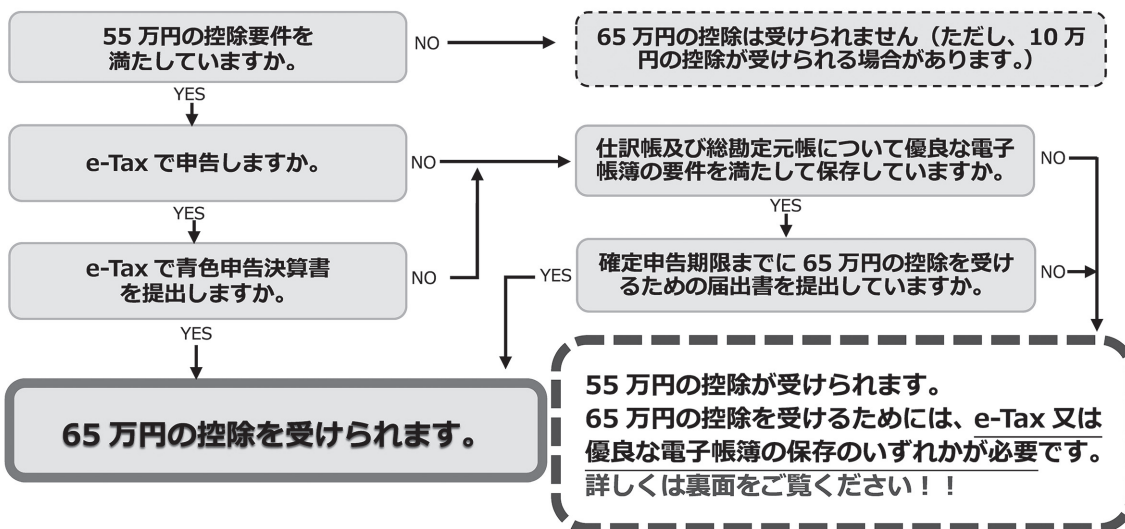
※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、55 万円及び 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告又は 優良な電子帳簿の保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

注 1 還付申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

2 損益計算書の提出は必要です。

65 万円の控除を受けられるかチェックしよう！



65 万円の控除を受けるためには…

55 万円の控除の要件に加え、以下の①又は②のいずれかを満たす必要があります。

① e-Tax を利用

スマホやパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを、確定申告期限までに送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することができます。

令和4年分の確定申告から、青色申告決算書も、スマホで作成が可能になりましたので、ぜひご活用ください。



※ 税務署に来署してパソコンで申告する場合には、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、②の優良な電子帳簿の保存をしている方以外は 65 万円の控除を受けられません。

② 優良な電子帳簿の保存を利用

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

- 優良な電子帳簿とは、「モニター、説明書等を備え付ける」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③日付・金額・相手方による検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。
- 一定の範囲の帳簿を優良な電子帳簿の要件を満たして保存し、その旨をあらかじめ税務署へ届け出ている場合には、その電子帳簿に関連して過少申告があっても、**過少申告加算税が5%軽減される措置**があります。
- 65 万円の控除や過少申告加算税の軽減措置を受ける方は、あらかじめ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 令和3年度税制改正前の電子帳簿保存法の規定に基づく電子帳簿保存に係る承認を受け、引き続き仕訳帳及び総勘定元帳について保存等を行っている場合、新たに届出書を提出しなくても、65 万円の控除の適用を受けることができます。

※ 過少申告加算税の特例の適用を受ける場合は、特例の適用を受ける旨の届出書の提出が必要です。

【参考】請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。



記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方などに対して、記帳指導などを行っているほか、YouTube の国税庁動画チャンネルにおいても、記帳の方法の説明を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書 に 自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や 1 件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

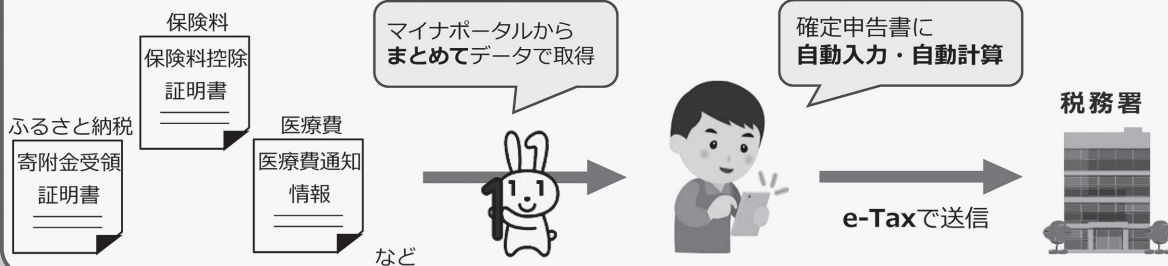
書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1 件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Tax でデータ送信



令和 6 年 1 月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

NEW 社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要です**。
事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax！**マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



税理士(法人)事務所・関与先繁栄のパートナー！
仕事やプライベートに使う便利な組合員特典！

提携企業をご利用ください！



税理士業務関連

報酬自動支払制度・OA機器・
オフィス家具・印鑑・ゴム印・名刺・
書類溶解処理 など



不動産業務関連

売買・増改築・リフォーム・仲介・
鑑定・評価 など



共済・損害保険関連

小規模企業共済・セーフティ共済・
火災保険・自動車保険・
旅行保険 など



生活関連

宝飾品・衣料品・生活雑貨・
セキュリティ・葬儀請負・
人間ドック・PET検診 など



レクリエーション関連

国内外パックツアー・
温泉旅館宿泊・
観劇チケット など



ゴルフ関連

ゴルフアース保険・ゴルフ会員権売買・
プレー料金の割引



カーライフ関連

カーリース・中古車査定買取・
自動車保険



web販売

書籍・電化製品・筆記用具 など



その他

クレジットカード・ローン・資格取得・
太陽光発電設置工事 など



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F) TEL (06)6941-6888/FAX (06)6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...

月額**20万円**
まで
掛けることが
できます!

1 加入し、掛金を積み
立てておけば...

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

2 「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

3 当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!

1 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

控除	①
社会保険料控除	②
小規模企業共済等掛金控除	③
生命保険料控除	④

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)

★60歳以上の経営者の方も加入できます。

さらに詳しい内容については下記にお問い合わせください

近畿税理士会 全国税理士共済会 指定代理店
大阪・奈良税理士協同組合



株式会社 日税サービス

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号ACN天満橋ビル5階
TEL 06-4794-0071 FAX 06-4794-0077

その他取り扱い商品

- 全国税理士共済会
 - 団体所得補償保険
 - 新・団体医療保険
 - 団体長期障害所得補償保険
 - ビジネスマスター・プラス
 - 経営者保険総合プラン
- その他生損保
 - 生活障害保険・変額保険など
 - 各種損害保険

■近畿税理士会

- 団体総合生活保険
- 団体テナント総合保険
- 大阪・奈良税理士協同組合
 - 中小企業退職金共済
 - ゴルフ保険
 - 集団火災保険
 - 集団自動車保険

制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構



PHOTO

支部旅行



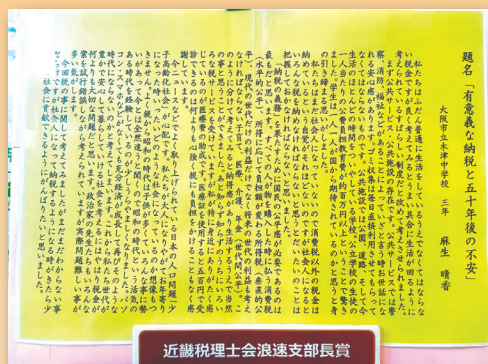
熊本城にて



水前寺成趣園



ゴルフ大会



税についての作文
支部長賞



中学生の税についての作文



区民まつり

編集後記

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈り致します。

昨年はWBCの優勝に始まり、ラグビーのワールドカップ、そして一年の締め括りには阪神が38年ぶりの日本一に輝くというスポーツ一色の一年でした。

スクリーンを通してでも、感じられる白熱した一球一球の戦いに感嘆の声を漏らしたのは私だけだったのでしょうか。

感動の一年を戴きました。

さて、今年はどのような一年になるのでしょうか。

政府は2,115兆円以上あるといわれる国民の家計金融資産を貯蓄から投資へシフトして、勤労所得に加え、金融資産所得を増やし、成長と分配の好循環を実現しようとしています。

いよいよ失われた30年から脱却する糸口がつかめるかどうか、年末にはどのような感嘆の声を漏らしているのでしょうか。

期待と不安が入り乱れる一年になりそうです。

(前田 尚宏)